

# 定 款

文書番号 101-01

株式会社メディックス

令和4年6月29日改定  
令和5年3月27日改定  
令和6年6月26日改定  
令和6年10月24日改定  
令和7年1月1日改定

# 定 款

## 第1章 総 則

### 【商号】

第 1 条 当社は、株式会社メディックスと称し、英文では Medix Inc. と表示する。

### 【目的】

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告業
2. インターネットを利用したコンテンツの企画・制作及び運営
3. インターネットにおける電子商取引の企画及び運営
4. インターネット広告運用支援事業
5. マーケティングデータソリューション事業
6. 各種情報誌、社内報、パンフレットの企画・編集・制作及び販売
7. 広告・宣伝並びに人材採用のための映像の企画・制作及び販売
8. 営業支援事業
9. ダイバーシティ&インクルージョン領域におけるサービスの企画・開発・運営
10. 前各号に附帯関連する一切の業務

### 【本店の所在地】

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 【機関】

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 【公告方法】

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 【発行可能株式総数】

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。

### 【単元株式数】

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

### 【単元未満株式についての権利】

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### 【株主名簿管理人】

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### 【株式取扱規程】

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 【招集】

第 11 条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

**【定時株主総会の基準日】**

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

**【招集権者及び議長】**

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

**【電子提供措置等】**

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**【決議の方法】**

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

**【議決権の代理行使】**

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

**【員数】**

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、3 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

#### 【選任方法】

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 【任期】

第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 【代表取締役及び役付取締役】

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 【取締役会の招集権者及び議長】

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 【取締役会の招集通知】

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 【取締役会の決議の省略】

第 23 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 【取締役への委任】

第 24 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

#### 【取締役会規程】

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 【報酬等】

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### 【取締役の責任免除】

第 27 条 当社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

#### 【監査等委員会の招集通知】

第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 【監査等委員会規程】

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会にお

いて定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### 【選任方法】

第 30 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### 【任期】

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 【報酬等】

第 32 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 【会計監査人の責任免除】

第 33 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

### 【事業年度】

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

### 【剰余金の配当等の決定機関】

第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

### 【剰余金の配当の基準日】

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

**【配当金の除斥期間】**

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息を付けない。

以上